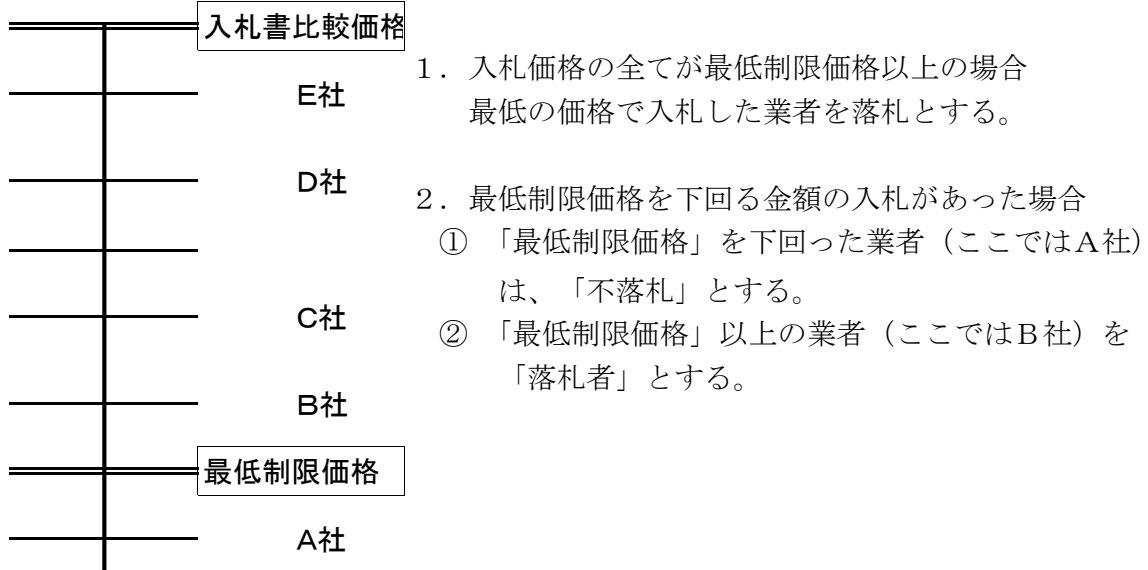


## 最低制限価格制度の概要



○土木系(土木等一般工事)

「直接工事費の10/10+共通仮設費の9/10+現場管理費の9/10+一般管理費の7/10」  
(各費目ごとに所定の率を乗じたもの(小数点以下切捨て)の合計を①から②のとおり切り上げた価格)とする。

①1,000万円以上の場合は10万円未満を切り上げ

②1,000万円未満の場合は万円未満を切り上げ

※土木系機械設備、土木系電気設備及び土木系解体工事には不適用

○営繕系(建築工事・機械設備工事・電気設備工事)

「直接工事費の10/10+共通仮設費の9/10+現場管理費の9/10+一般管理費の7/10」  
(各費目ごとに所定の率を乗じたもの(小数点以下切捨て)の合計を①から②のとおり切り上げた価格)とする。

①1,000万円以上の場合は10万円未満を切り上げ

②1,000万円未満の場合は万円未満を切り上げ

直接工事費＝直接工事費－現場管理費相当額

現場管理費＝現場管理費＋現場管理費相当額

※営繕系機械設備、営繕系電気設備で直接工事費に占める機器単体費の割合が